さしがや保育園

アスベスト健康対策 専門委員会ニュース



発行者:文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会

●事務局 文京区男女協働子育て支援部保育課保育係:東京都文京区春日1丁目16番21号

電話 03-5803-1189 Eメールアドレスb311500@city.bunkyo.lg.jp 2006.10. 10 発行

9月21日に行われました専門委員会での内容をおしらせいたします。

●区から健康対策の法的根拠規定の提示がありました

この健康対策の法的根拠規定は要綱と協定になります。 協定に関しては各御家庭の判断で任意に結んでいただくことになります。 要綱と協定の違いについて以下に示しました。

- (1)「要綱」とは、行政機関がある施策を行なっていくうえでよりどころとなるものです。 行政機関の内部規定であり、事務処理の基準あるいは指針などを示しています。 手続き的には、いつでも改変・廃止が可能です。
- (2)「協定」とは、当事者(2者またはそれ以上)によって署名捺印し、当事者間の責任において守られるものです。したがって、協定は一方的に改変・廃止することはできません。仮に改変・廃止する場合は、協定を結んだ当事者の合意が必要です。
- (3)今回の健康対策の実施にあたっては、「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」によってその内容を定め、希望される保護者の方と区との間で、要綱と同内容の協定を取り結ぶこととしました。協定で定める健康対策の内容と要綱で定める健康対策の内容は同一のものですから、結果として、区は要綱を改変・廃止をすることはできなくなります。
- (4)協定は、保護者の方と区の間で署名、捺印し、双方の責任において守ることになります。 協定内容は要綱と同一ですから要綱が存続する限りは協定を取り結ばないことで不利益は生じません。
- ●区側から新たに「文京区さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)」の提案がありました。

今までの案と大きく変化している(今までの保護者の要望がおりこまれた)点は以下の内容です。 その他今までの要綱案の中で保護者側が要望している点がほかにもあり調整していきます。

- ●健康診断については、平成31年以降、専門委員会の推奨する健康診断を実施することを明記しています。また、平成31年まででも、専門委員会が必要と認めたときは、速やかに健康診断を実施するとなっています。なお、これらの健康診断にかかる費用は文京区が負担するというものです。
- ●区が負担する、アスベスト暴露に伴う保険診療における一部負担金などの関連費用については、二つの項目 に分けて委員会の判断の基準の違いを示しています。
- ①健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、専門委員会の判断に基づき、今回の事故に 起因しないことが明らかでないと認められたとき。

わかりやすく言えば 中皮腫の場合は専門委員会の判断に基づき他に大きなばく露がなければ ほぼ今回の事故との関連を認め費用負担を行うというものです。

②健康対策対象者に、アスベストに起因して発症する可能性がある肺がん若しくは良性胸膜炎又は将来医学の 発展によってアスベストに起因して発症する可能性があると認められた疾患が発症し、専門委員会の判断に 基づき、今回の事故に起因すると認められたとき。**この部分は今までの考えと同じです**

さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会ニュース 速報

9月21日の専門委員会でも委員会に法律関係者がいないため区の法規担当だけでなく被害救済に明るい弁護士の参考意見を聞くべきとの意見が出ました。

今後は、区が提示した「健康対策実施要綱 (案)」について まず専門委員会内で検討を進めることになりました。

そこで専門委員会では9月21日文京区提示の「健康対策実施要綱(案)」を検討していくため ワーキンググループを編成しました。

ワーキンググループとして専門委員の中から安達委員・永倉委員・今井委員が選出され、今後下記の日程に沿って、文京区事務局とともに検討していく予定です。

●要綱制定までの進行スケジュール予定はこのようになります

ワーキンググループで 11 月ぐらいまでに数回検討。 必要に応じ弁護士等の専門家からのヒヤリングを行う

専門委員会(11月・12月初旬必要により数回開催)

区側最終要綱案作成 保護者むけ説明会開催 (12 月もしくは 07 年 1 月初旬)

パブリックコメント募集(2月)

専門委員会最終検討 要綱作成

要綱制定と同時期に希望者の協定締結(3月)

といったスケジュールを目標としています。

●御見舞金について(文京区事務局より)

要綱制定・協定締結後もしくは同時に、謝罪文とともに御見舞金については御支払いしていく予定でおります。

● 禁煙教育について(文京区事務局より)

先の委員会後文京区保育課事務局から禁煙教育に関するパンフレット(東京都作成)を文京区立小中学校の校長会で渡し禁煙教育を各校で実施していただけるよう依頼いたしました。いまのところ対象学年は小学校 5・6 年生中学校 1・2 年生です。

● 禁煙教育について(専門委員会より)

さしがやの対象児童・生徒だけでなく広い意味での禁煙教育の必要性があり講演会やシンポジュウムの必要性があります。今年度末ぐらいまでをめどに専門委員会の講演会を計画していきます。

●最近のリスク相談・心理相談実施状況

前回の専門委員会後 5 月 20 日、7 月 22 日、8 月 19 日に実施されました。この間、6 月 24 日は、申込者がいらっしゃらなかったことから、中止となっています。区職員の相談は 7 月 15 日、9 月 2 日に設定されましたが、相談者は無く、中止となっています。要綱制定までは専門委員会では、引き続き月 1 回開催をめどに皆様のご意見を伺っていきたいと思います。次回相談日は 10 月 28 日に実施いたします。区からご案内の通知が届きます。相談日以外でも何か不安なことがございましたら

区からこ条内の通知が届さます。相談日以外でも何か不安なことがこさいましたら アスベストセンターまでお気軽にご連絡ください。

●健康対策実施要綱(案)に対する皆さんの不安やご希望を是非お聞かせください。 文京区事務局はもちろんですがアスベストセンターでも皆様のご意見をお受けします。

宛先⇒アスベストセンターTEL:03-5627-6007 担当永倉冬史 FAX;03-3683-9766 Mail:info@asbestos-center.ip



専門委員永倉です